

# 技術シーズ育成事業実施要綱

公益財団法人長野県テクノ財団

(趣旨)

第1 この要綱は、大学等の技術シーズ及び地域イノベーション戦略支援プログラム（旧 知的クラスター創成事業、国際競争力強化地域）の成果の活用を通じて新事業・新産業を創出するため、公益財団法人長野県テクノ財団（以下「財団」という。）のコーディネート活動による技術シーズ育成のための研究開発委託に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次に該当するものをいう。

長野県内に事業所を有し、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

(2) 大学等 次に該当するものをいう。

大学、短期大学、工業高等専門学校、その他適当であると認められるもの

(提案)

第3 技術シーズ育成事業の研究開発分野は、次のとおりとする。

(1) 一般枠

発掘した大学等の技術開発シーズの事業化の可能性を高めるため、産学連携により行う研究開発

(2) 産産連携枠

新技術・新素材の事業化の可能性を高めるため、産産連携により行う研究開発

(3) 特別枠

今後成長が期待される産業分野に係る新技術・新製品等の早期事業化を図るため、産学連携により行う研究開発

2 技術シーズ育成事業を実施しようとする者（以下「提案者」という。）は、研究会を組織して、その会長が「技術シーズ育成事業提案書」（一般枠、産産連携枠にあつては（様式1-1）、特別枠にあつては（様式1-2））を財団に提出するものとし、必要に応じて図面等の関係書類を添付する。なお、特別枠の研究会については、中小企業者を含むものとする。

3 特別枠の提案者については、研究会を構成する中小企業者とする。

(他の提案公募事業への申請状況)

第4 提案者は、他の提案公募事業への申請状況について、「技術シーズ育成事業提案書」提出の際必ず申し出るものとする。

(審査方法)

第5 提案された技術シーズ育成事業（以下「プロジェクト」という。）の選定は、審査会（一般枠、産産連携枠にあつては専務理事、事務局長、担当事務局次長及び専務理事が指名する者（以下「財団内審査員」という。）で構成する審査会、特別枠にあつては財団内審査員及び外部審査員で構成する審査会）の審査結果を踏まえて行う。

2 審査会の評価項目は次のとおりとする。

(1) 一般枠

- ① 研究開発遂行能力を有しているか
- ② 国等の提案公募事業への発展性を有しているか
- ③ 事業化へ結びつく可能性を有しているか
- ④ 産学連携体制となっているか

(2) 産産連携枠

- ① 研究開発遂行能力を有しているか
- ② 新技術・新素材の活用によるデバイス等の高付加価値化、高機能化へ結びつく可能性を有しているか
- ③ 事業化へ結びつく可能性を有しているか
- ④ 産産連携体制となっているか

(3) 特別枠

- ① 研究開発遂行能力を有しているか
- ② 今後成長が期待される産業分野に係る新技術・新製品等の研究開発であり、早期事業化へ結びつく可能性を有しているか
- ③ 事業化による経済的波及効果を有しているか
- ④ 中小企業者を含む産学連携体制となっているか

3 提案内容のプレゼンテーションは、本部又は地域センターのコーディネータ等（以下「コーディネータ等」という。）が担当して行う。

4 審査の結果は、当該コーディネータ等を経由して、提案者に通知する。

(委託契約)

第6 選定されたプロジェクトについては、財団と提案者が「研究開発委託契約書」（一般枠、産産連携枠にあつては（様式2-1）、特別枠にあつては（様式2-2））により委託契約を締結す

る。

- 2 本研究開発に要する費用として、前項の規定により委託契約を締結した提案者（以下「契約者」という。）に対して支払う経費（以下「研究費」という。）の限度額（消費税込み）は、一般枠にあっては200万円、産産連携枠にあっては50万円、特別枠にあっては400万円とする。

#### （帳簿の整理等）

第7 契約者は、本研究開発の経費に関する出納を明らかにするため、その経費についての帳簿を備え、支出額を費目別に区分して記載するとともに、その支出を証する証拠書類を整理しなければならない。

- 2 これらの帳簿及び証拠書類は、研究開発の完了日の属する年度終了後5年間保管しておくものとする。

#### （実施期間）

第8 本委託契約に基づく研究開発の実施期間は、一般枠、産産連携枠にあっては原則として1年間とし、特別枠にあっては委託契約締結の日から当該委託契約締結日の属する年度の末日までとする。

#### （守秘義務）

第9 契約者（研究会の構成員及び協力者を含む。）は、業務を遂行するうえで知得した秘密を第三者に漏らしてはならない。

#### （進捗状況の管理）

第10 プロジェクトの進捗管理は、コーディネータ等が行う。

- 2 契約者は、研究開発の過程で試作品が完成したときは、その都度コーディネータ等に報告し、確認を受けるものとする。

#### （計画の変更等）

第11 契約者は、研究開発の内容又は経費の内訳を著しく変更しようとするとき（ただし軽微な変更を除く。）は、「研究開発計画変更承認申請書」（様式3）を、あらかじめ提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 契約者は、研究開発を中止し、又は廃止しようとするときは、「研究開発中止（廃止）承認申請書」（様式4）を、あらかじめ提出し、その承認を受けなければならない。

#### （中間報告）

第12 契約者は、研究開発実施期間中に財団からの要求があるときは、研究開発の遂行状況につ

いて、「技術シーズ育成事業中間報告書」（様式5）を作成し、提出しなければならない。

（完了報告）

第13 契約者は、研究開発完了後に「技術シーズ育成事業完了報告書」（様式6）を提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 一般枠、産産連携枠

研究開発完了の日から起算して30日を経過した日

(2) 特別枠

研究開発完了の日から起算して30日を経過した日又は委託契約を締結した日の属する年度の末日のいずれか早い日

（額の確定）

第14 財団は、「技術シーズ育成事業完了報告書」を受理したときは、内容を調査して研究費の額を確定し、契約者に通知するものとする。

2 研究費は、必要に応じて概算払をすることができる。

3 契約者は、概算払を受けた研究費が第1項の確定額を超えるときは、財団の指示に従い超過する額を返還しなければならない。

（取得財産の帰属等）

第15 特別枠の契約者が、研究費により購入し、又は製造した取得財産の所有権は、契約者に帰属するものとする。

2 取得財産は本研究開発以外に使用できないものとする。

3 特別枠の契約者は、研究開発の完了日の属する年度終了後5年間、取得財産（1件あたりの取得価格が50万円未満のものを除く。）を本研究開発以外で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供するときは、「財産処分等承認申請書」（様式7）を、あらかじめ提出し、その承認を受けなければならない。

（知的財産権の帰属）

第16 プロジェクト実施の過程で生じた知的財産権は、契約者又は契約者が指定する者に帰属するものとする。

（企業化等の状況報告）

第17 特別枠の契約者は、研究開発の完了日の属する年度終了後5年間、毎年度終了後15日以内に研究開発実施後の企業化、研究開発に係る取組及び産業財産権出願等の状況について、「企

業化等状況報告書」(様式8)を作成し、提出しなければならない。

(公表)

第18 財団は、プロジェクトの概要について、必要に応じ公表できるものとする。

2 財団は、あらかじめ契約者の了承を得て、本研究開発に関する成果を公表することができる。

3 契約者は、財団から研究開発の成果発表の要請があったときは、これに応ずるものとする。

(その他)

第19 この要綱に定めのない事項で、必要と認められる事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成19年4月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月 1日から施行する。